

東久留米市こども家庭相談システム構築業務委託  
提案募集要領

令和5年12月  
東久留米市

## 目次

1	件名 .....	1
2	背景 .....	1
3	提案募集の目的 .....	1
4	システム導入の基本的な考え方 .....	1
4-1	こども家庭相談システムの構築 .....	1
4-2	ノンカスタマイズ .....	2
5	提案の範囲 .....	2
6	提案上限額 .....	2
7	参加資格の要件 .....	2
8	提案必須要件 .....	3
9	システムの稼働時期 .....	4
10	参加の申出 .....	4
11	企画提案の依頼 .....	5
12	審査方法 .....	6
13	最優秀提案事業者の選定までの流れ（予定） .....	8
14	契約 .....	8
15	質問及び回答 .....	9
16	その他 .....	9

## 1 件名

東久留米市こども家庭相談システム構築業務委託の提案募集

## 2 背景

児童相談業務においては、支援経過記録の入力、検索、履歴管理のほか、各種会議用資料の作成、統計業務及び福祉行政報告例作成のための集計作業など多大な事務処理がある。

これまで、児童記録票や支援結果などの記録は個別に管理してきたが、東久留米市（以下「本市」という。）の業務に適したこども家庭相談システムを導入することで、情報の一元管理及び効率的な事務処理を実現させ、相談援助等を円滑化させることで市民サービスの充実につなげるとともに、庁内の他部門との情報連携および国が整備する要保護児童等に関する情報共有システムと連携可能な体制の構築を図るものとする。

また、改正児童福祉法に基づき、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置に向け、児童福祉と母子保健間で一体的に相談・支援が行える体制の整備を図るため、こども家庭相談システムの導入により組織間で確実な情報共有を図るものとする。

## 3 提案募集の目的

この提案募集要領は、こども家庭相談システムを導入するにあたり、地方自治体の児童相談システムに係る専門的知見や豊富な経験を有する事業者を対象に、企画提案を参加者に求めることを目的とする。

なお、公正かつ公平な方法でシステム納入事業者を選定するために、プロポーザル方式により選定することとする。

## 4 システム導入の基本的な考え方

### 4-1 こども家庭相談システムの構築

こども家庭相談システムの構築にあたっては、以下の基本的な考え方に基づき実施する。

- (1) パッケージシステムであること
- (2) WEB型システムであること
- (3) 他自治体での利用実績があること
- (4) セキュリティ対策が実装されていること

(5) 他社システムと情報連携が図れること

#### 4-2 ノンカスタマイズ

こども家庭相談システムについては、原則ノンカスタマイズで開発できることを前提とする。

### 5 提案の範囲

(1) システム構築

(2) データ移行

(3) 操作研修

(4) 機器賃貸借保守（ハードウェア・ソフトウェアリース）

※地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に基づく長期継続契約を予定している。

(5) システム稼働後の SE 運用支援

(6) その他システム稼働に必要となるもの

### 6 提案上限額

(1) 令和 5～6 年度経費（イニシャルコスト）

委託料：14,058 千円（税込）

(2) 令和 6～11 年度〔令和 6 年 10 月～令和 11 年 9 月経費〕（ランニングコスト）

機器賃貸借・保守費：21,028 千円（税込）〔5 年総額〕

稼働後の運用保守費：10,758 千円（税込）〔5 年総額〕

※上記の上限額は本事業の予算限度額であり、上限額を超える提案については失格とする。

### 7 参加資格の要件

本提案に参加しようとする者は、以下の要件を全て満たすこと。

(1) 「8 提案必須要件」を全て満たしていること。

(2) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの物品買入れ等競争入札参加資格において、申請先自治体「東久留米市」を登録していること。

(3) 東京都内の各自治体において指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。

- (5) 東久留米市暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 12 月 27 日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請していないか、申請した場合は裁判所より更生計画の認可決定を受けていること。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請していないか、申請した場合は裁判所より再生計画の認可決定を受けていること。
- (8) 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定したプライバシーマーク付与事業者であること。  
※原則として、本業務を履行する再委託事業者を含めた全ての者が（8）の資格を保有すること。  
※共同事業体で申請する場合は様式 1 及び様式 2 を提出すること。また、全ての者が（3）～（7）の条件を満たしていること。

## 8 提案必須要件

- (1) 以下の要件を全て満たすことも家庭相談システムを提案できること。
  - ① パッケージシステムであること  
自社のパッケージシステムであること。
  - ② WEB 型システムであること  
全ての機能が WEB 型で動作すること。
  - ③ 他自治体で利用・導入実績があること  
平成 31 年 4 月以降において、東久留米市と同規模の自治体で利用または導入実績があることも家庭相談システムであること。
  - ④ セキュリティ対策が実装されていること  
ログイン認証や利用者権限設定等のセキュリティ対策を実装するシステムであること。
  - ⑤ 他社製システムと情報連携が図れること  
他社製の住民記録システム（日立システムズ ADWORLD）のファイルレイアウトにあわせ、情報連携が図れること。また、今後予定される標準準拠システム化後の住民記録システム及び健康管理システムと情報連携が図れること。
  - ⑥ 指定期日までに構築を完了することができること  
令和 6 年 9 月 30 日までに構築を完了し、10 月 1 日から本稼働できること。
  - ⑦ システム構築だけでなく、システム運用保守まで受け付けられること  
本稼働後、システム、保守を令和 11 年 9 月まで請け負うことができること。

(2) 表1の全ての機能に対応したシステムを提案することができること。

表1 導入機能

機能名	既存システム
児童相談	なし
母子保健相談	なし
ひとり親相談	北日本コンピュータサービス(株) 「ふれあい」
婦人相談	北日本コンピュータサービス(株) 「ふれあい」
サポートプラン作成	なし

## 9 システムの稼働時期

本提案にて調達するシステムの稼働時期は以下のとおりである。

- ・本稼働：令和6年10月～（利用期間は令和11年9月までの5年間とする。）

## 10 参加の申出

### (1) 参加意思の表明

本提案に参加を希望する者は、令和5年12月27日（水）から令和6年1月15日（月）午後5時までに以下のURLから参加意思の表明を行い、参加資格の審査を申請すること。

参加表明書 URL ; <https://logofom.jp/form/985h/444553>



### (2) システム調達仕様書の配布

本提案のシステム調達仕様書（機能要件等を含む仕様書）の配布は、令和5年12月27日（水）から令和6年1月15日（月）までの間、市ホームページにおいて公表する。

### (3) 参加資格確認結果及び選定基準書の送付

参加資格要件を全て満たしている場合には、参加資格確認結果を電子メールにて送付する。

送付予定日：令和6年1月19日（金）

### (4) 参加を辞退する場合

参加表明書提出後に本提案から辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに以下のURLから届出をすること。

辞退届 URL ; <https://logofom.jp/form/985h/444605>



## 11 企画提案の依頼

### (1) 企画提案依頼内容

参加資格を有する者は、別途配布しているシステム調達仕様書に従い以下「(2) 企画提案書一式」を提出すること。

### (2) 企画提案書一式

企画提案書は次表①～⑤の順序で製本し、インデックスを付け、簡易な A4 ファイルで提出すること。

ア 正本 1 部

イ 副本 6 部（正本の写し。正本がカラー印刷を含む場合は、副本もカラー印刷とすること。なお、副本においては、事業者名が特定される記述やロゴマーク等は削除、黒塗りした上で、副本として整えること。）

表 2 提出内容

	提出書類	様式	提出方法
企 画 提 案 書	① システムの構成	【様式3】提案システム一覧表	指定様式にて提出すること。
	② パソコンの動作環境	【様式4】パソコンの動作環境	指定様式にて提出すること。
	③ 機能要件	【様式5】機能要件	指定様式にて提出すること。
	④ 概算費用	【様式6】見積書	指定様式にて提出すること。
	⑤ 上記以外の項目	任意様式	原則 A4 サイズとし、表紙及び目次を付け、適宜ページ番号をふり、提出すること(20 ページ以内とすること)。

※様式 3 から様式 6 については、別途配布するシステム調達仕様書内に含まれる。

※各提出書類の記載事項等については、別途配布するシステム調達仕様書に従い記載すること。

※提出書類に虚偽の記載があり、信義に反すると考えられる場合は、失格とする。

※1 者が 2 以上の企画提案書を提出した場合は、無効とする。

### (3) 提出期間

令和 6 年 1 月 22 日（月）から令和 6 年 2 月 2 日（金）午後 5 時まで（必着）

持参又は郵送によること。

持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日を除く、午前 9 時から午後 5 時（正午から午後 1 時を除く）とする（事前に連絡をすること）。郵送による場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。郵便事故等については企画提案者のリスク負担とする。

#### (4) 提出先

〒203-8555 東京都東久留米市本町三丁目 3 番 1 号  
東久留米市子ども家庭部（仮称）こども家庭センター準備担当（市役所 4 階）  
TEL:042-470-8031（直通）

## 12 審査方法

審査委員会（以下「委員会」という。）において、以下の審査方法により提案内容を審査し、最も本件業務に適していると認められる企画提案者を選定する。

### (1) 審査の対象となる企画提案者

次の要件を全て満たしている企画提案者を対象に審査を行うこととする。

- ・見積額が提案上限額の範囲内であること。
- ・企画提案書等の必要書類が、本書「実施要領」で定められた要求事項を満たしていること。

なお、参加事業者が 1 者の場合であっても、審査を行うものとする。

### (2) 審査方法

審査は、一次審査、二次審査と段階的に実施し、委員会において、一次審査・二次審査の最終審査結果を確定する。

企画提案書等の内容を審査した「企画提案書評価点」、機能要件等への対応を審査した「機能要件評価点」、【様式 6】見積書の内容を審査した「価格点」、プレゼンテーションの結果を審査した「プレゼンテーション評価点」を算出し、これらの合計点をもって評価点数とする。

#### ①一次審査（書類審査）

提出された企画提案書一式について書類審査を行う。審査の結果、得点の高い上位 3 者を一次審査通過者とする。第 3 位の評価点数が複数ある場合は、委員の投票により第 3 位、第 4 位を決定する。ただし、第一次審査の合計得点が配点合計（100 点×委員数）の 60%に満たない場合は第一次審査を通過できないものとする。

#### ②二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査通過者によるプレゼンテーションを実施し審査を行う。審査の結果、総合得点の最も高い提案事業者を最優秀提案事業者とし、契約に向けての優先交渉権を得るものとする。また、次点の者を優秀提案事業者とし、次に交渉権を得るものとする。ただし、第一次審査及び第二次審査の合計得点が第一次審査及び第二次審査の配点合計（（第一次審査 100 点×委員数）＋（第二次審査 50 点×委員数））の 60%以上であることを条件とする。なお、評価点数が最高となった事業者が複数ある場合には、委員の投票により交渉権者、次点者を決定する。



企画提案書評価点

	審査項目		配点
一次審査	導入実績		5
	導入スケジュール		5
	システム構成・動作環境【様式3・4】		5
	機能概要		5
	機能要件【様式5】		15
	カスタマイズ対応		5
	データ移行		5
	セキュリティ対策		5
	業務実施体制	プロジェクト体制	10
		進捗管理	5
	導入後の運用保守	保守体制及び役割	5
		障害対応	5
		運用・保守範囲	5
	自由提案		10
	価格【様式6】	構築	5
		運用保守	5
小計		100	
プレゼンテーション	発表資料	取り組み意欲	5
		業務説明	5
		業務内容の理解度	5
		信頼性	5
	発表内容	取り組み意欲	5
		業務説明	5
		業務内容の理解度	5
		信頼性	5
	発表態度		5
	ヒアリング		5
	小計		50
合計		150	

### 13 最優秀提案事業者の選定までの流れ（予定）

最優秀提案事業者の選定は、以下のとおりに進める。なお、スケジュールについては現時点での予定であるため、今後の進捗状況や当市の事情により予告なく変更する場合がある。

イベント	期間	説明
提案募集要領の公表 システム調達仕様書の配布	令和5年12月27日(水)～ 令和6年1月15日(月)	市ホームページにて公表 参加表明書の提出有無を問わない
参加表明及び参加資格 証明の提出	令和6年1月15日(月)	
参加資格確認結果及び 選定基準書の送付	令和6年1月19日(金)	選定基準書については、参加資格 要件を全て満たしている場合に送付
質問受付期限	令和6年1月24日(水)	
質問回答	令和6年1月30日(火)	
企画提案書一式の提出	令和6年1月22日(月)～ 令和6年2月2日(金)	
辞退届の提出期限	令和6年2月2日(月)	
一次審査(書類審査)	令和6年2月上旬～ 令和6年2月中旬	
一次審査の結果通知	令和6年2月中旬	
二次審査 (プレゼンテーション)	令和6年2月20日(火)	
二次審査の結果通知	令和6年2月下旬	
契約締結(予定)	令和6年4月	

※書類等の提出期限は午後5時必着とする。

### 14 契約

#### (1) 契約の締結について

最優秀提案事業者が提出した企画提案書一式の記載事項をもとに、協議の上、契約を締結する。

#### (2) 納入、履行場所

東久留米市役所及び市が指定する場所とする。

#### (3) 支払条件

最優秀提案事業者と協議の上、決定する。

(4) 契約保証金

免除とする。

(5) その他

①最優秀提案事業者との契約が不調となった場合、優秀提案事業者との契約交渉を行う。

②本プロポーザルは、令和6年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務である。したがって東久留米市議会において当初予算が否決された場合は、委託契約は締結しないものとする。なお、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む。）、提供した知見の対価等については、一切補償しない。

## 15 質問及び回答

(1) 質問方法

本提案について質問がある場合には、以下の URL から提出すること。

※定められた質問方法以外の方法による質問は受け付けない。

質問書 URL ; <https://logoform.jp/form/985h/444626>



(2) 質問期間

令和6年1月24日（水）午後5時まで

(3) 回答方法

質問書の提出があったときは全ての提案事業者（参加資格要件を全て満たした提案事業者）に対し、令和6年1月30日（火）午後5時までに電子メールにて回答する。

※同趣旨の質問が複数あった場合には、まとめて回答する。

※質問者の名称等については公表しない。

※質問内容のうち、審査事項に該当する質問、他の提案事業者またはその提案内容に関する質問及び審査等に支障をきたすおそれのある質問は、回答しない。

※質疑応答事項は仕様書の追記事項として取り扱う。

## 16 その他

(1) 提案に関する費用は、全て提案事業者の負担とする。

(2) 提出書類は返却しない。

(3) 本提案募集において入手した書類は適正に管理し、情報漏えいや不正使用を行わないこと。

(4) 当市から指示のあった書類は、ただちに返却すること。

(5) 企画提案書一式を提出後に、本募集要領の内容及び選定に係る過程等の内容につ

いての問い合わせは、一切受け付けない。

(6) 二次審査について

- ①使用する機材は全て提案事業者が用意すること。
- ②出席者は3名以内とし、各業務に関する質問に対応できること。
- ③時間は45分以内とする（説明25分、質疑応答10分、準備片付各5分）
- ④実施順序は、提案書の受付順とする。
- ⑤提出した提案書の内容について行うものとし、新たな提案、追加提案は認めない。

以上